

東広島市農業委員会令和6年1月（第1回）総会議事録

- 1 開催日時 令和6年1月31日(水) 午前10時00分から午前10時35分まで
- 2 開催場所 東広島市役所本館3階 303会議室
- 3 出席委員 21人

本議席番号順

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	長原 毅	2	久保 伸司	4	脇坂 俊之
5	台川 洋子	6	中務 秀子	7	古川 みどり
8	杉本 源藏	9	柏尾 博明	10	荒谷 義憲
11	村上 義則	12	木原 省五	13	財満 俊子
14	仲伏 英雄	15	高尾 昭臣	17	土井 浩文
18	在間 輝昭	19	古本 啓之	20	橘川 一則
22	高木 昭夫	23	高橋 久雄	24	住井 正美

- 4 欠席委員 2人

番号	氏名	番号	氏名
3	岡土居 正弘	21	小倉 亜紗美

- 5 傍聴人 なし

- 6 議事録署名者

議長(会長) 19番 古本 啓之 委員 20番 橘川 一則 委員

- 7 次第

- (1) 開会
- (2) 議事録署名者指名
- (3) 会期の決定
- (4) 議案

議案第1号 農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に対する意見決定について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に

- よる農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）の決定について
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

(5) 報告

- 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分について
報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分について
報告第3号 法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について

(6) 閉会

8 出席者

(農業委員会事務局職員)

事務局長	尾 崎 修 司
局長補佐	定 井 芳 紀
農地係係長	松 下 健 司
農地保全係主査	合 原 茂 宏
農地係主査	和 田 麻依子
農地係主査	豊 田 宏

黒瀬支所産業建設課産業振興係長	伊 藤 誠
豊栄支所地域振興課主任主事	岡 本 美由紀
河内支所産業建設課主査	木 村 ゆかり
安芸津支所産業建設課主査	瀧 敬 史 郎

(農業委員会事務局以外の職員)

産業部農林水産課担い手支援係主査	栗 原 大 輔
産業部農林水産課担い手支援係主任主事	小 田 祐 平

議 長	<p>これより令和6年1月総会を開会いたします。 これからは着席の上、議事進行をいたします。 在任委員数23人中21名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定数に達しており、会議は成立しております。 議題に入る前に先立ち、この度令和6年能登半島地震により亡くなられた方々とそのご遺族に対し、深く哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。 亡くなられた方々に対し、謹んで黙祷をささげたいと思います。 全員ご起立をお願いいたします。 黙祷。</p>
	< 黙 祷 >
議 長	<p>黙祷を終わります。 ご着席をお願いいたします。 次に、日程第1の議事録署名者を指名いたします。 東広島市農業委員会会議規則第34条第2項の規定により、19番古本委員、20番橘川委員を指名いたします。 次に、日程第2の会期の決定についてをお諮りいたします。 会期は、令和6年1月31日1日限りとしてよろしいでしょうか。</p>
	< 異 議 な し >
議 長	<p>それでは、会期は令和6年1月31日1日限りといたします。 これより日程第3の議案審議に入ります。 なお、1月となりましたので、議案番号は1番からになりますので、ご承知おきください。 議案第1号「農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に対する意見決定について」を上程いたします。 なお、この案件は東広島市長から意見を求められているため、農林水産課より説明をお願いいたします。</p>
小 田 主 任 主 事	<p>それでは、議案第1号「農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に対する意見決定について」ご説明いたします。 本案は、先月12月の総会にて議決いただきました議案第59号について農振地域の合計面積に誤りがあったため、再度お諮りするものでございます。大変申し訳ございません。ご確認をお願いいたします。 それでは、本日配付させていただいております議案第1号の説明資料のほうの1ページ、2ページをご覧ください。 そちらは、12月総会にお諮りした議案第59号との正誤表になります。農業振興地域の各区分の合計面積を集計したものでございますが、変更前の面積について12月25日付で公告いたしました農地から農業用施設用地への用途区分変更に伴う面積が反映されておりませんでした。それに伴い、変更後の面積についても誤りが生じたものでございます。その他語句の一部を修正しておりますが、12月にお諮りいたしました農業振興地域の農用地区域への編入また除外に係る個々の案件については変更ございません。 以上の点について修正したものが、議案第1号「農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に対する意見決定について」となります。 ご審議のほど、どうぞよろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいま農林水産課から説明がありました。 これより質疑に入ります。</p>

議 長	ご質問、ご意見等がございましたらご発言をお願いします。
	< なし >
議 長	ないようですので、ほかに質問、ご意見はございませんか。
	< なし >
議 長	ないので、質疑を終わります。 これより採決に入ります。 議案第1号について、異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	全員賛成ですので、議案第1号は異議のない旨、東広島市長へ回答することに決定をいたします。 次に、議案第2号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）の決定について」を上程いたします。 この案件も東広島市長から意見を求められているため、計画については農林水産課から説明をお願いします。
栗原主査	それでは、議案第2号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）の決定について」ご説明いたします。 それでは、資料の別紙2をご覧ください。 今回、提案として提出しております農用地利用集積計画につきましては4件、面積が12,285㎡で、全て一括方式による利用権の設定に係るものでございます。 なお、今回の農用地利用集積計画につきましては、本日の総会でご決定をいただきましたら、2月5日付で公告することとしております。 説明は以上でございます。よろしく願いいたします。
議 長	ただいま農林水産課から説明がありました。 この議案は、本日配付しております資料1の議案第2号関係の欄にありますように高尾委員が関係者となっており、農業委員会に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限に該当します。 関係者分を先に審議することとしますので、高尾委員は、審議の中、退席をお願いします。
	< 高尾昭臣委員、退室 >
議 長	それでは、議案第2号の事案のうち、関係者分について、ご質問、ご意見等ありましたらご発言をお願いします。 ご質問、ご意見はございませんか。
	< なし >
議 長	ないようですので、これより採決に入ります。 議案第2号の事案のうち、関係者分について、決定することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	全員賛成ですので、議案第2号の事案のうち、関係者分については決定といたします。 それでは、関係委員の方は入ってください。
	< 高尾昭臣委員、入室 >
議 長	次に、議案第2号の事案のうち、先ほど異議がない旨、東広島市長へ回答することにご賛成をいただきました事案以外について、ご質問、ご意見等がございましたら発言をお願いします。
	< なし >
議 長	ないようですので、それでは採決に入ります。 議案第2号の事案のうち、関係者分以外について、異議のない旨、東広島市長へ回

議 長	答することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第2号は異議のない旨、東広島市長に回答することに決定いたします。</p> <p>農林水産課の栗原さん、小田さん、ありがとうございました。退席をお願いします。</p>
	< 栗原主査、小田主任主事、退室 >
議 長	<p>続きまして、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
和田主査	<p>それでは、総会議案の3ページをご覧ください。</p> <p>議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を説明いたします。</p> <p>今月は14件の申請がありました。</p> <p>申請地の田、畑別の筆数、面積の内訳については、7ページに記載のとおりでございます。</p> <p>それでは、申請番号1-1でございます。</p> <p>自宅近くで耕作便利のため、所有権を移転するものでございます。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、2-2でございます。</p> <p>自宅隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には4人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、3-3でございます。</p> <p>親子間の贈与のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、4-4でございます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人が耕作に従事し、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、5-5でございます。</p> <p>経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものでございます。受人が耕作に従事し、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、6-6でございます。</p> <p>自宅隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人は2年前から隣接宅地に居住し、申請地で果樹や季節野菜の栽培を続けておられます。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続いて、7-7でございます。</p> <p>耕作者へ売買のため、所有権を移転するものです。申請地は、令和2年から受人の同居の父が利用権を設定し、耕作を続けておられます。受人が耕作に従事し、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続いて、8-8から14-14は譲受人が同一であり、関連しますので一括して説明させていただきます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものでございます。本件は、●●に本店を置きます●●が農地を取得し、太陽光パネルの下部において神事などに使用するサカキの栽培をするものでございます。受人の労力総数は役員を含めた従業員26名に加え、季節雇で複数名雇用される予定でございます。本市においては現在、農地法第3条により49,153㎡の農地を取得しており、●●を拠点として2名の従業員が常駐し、耕作にあたられる予定でございます。</p> <p>以上、14件の申請につきましては、周辺地域における効率的、総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないと判断しております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議 長	ただいま事務局から説明がありました。

議 長	担当の委員さんから必要があれば補足説明をお願いいたします。
	< なし >
議 長	これより質疑に入ります。 ご質問、ご意見がございましたら発言をお願いします。
	< なし >
議 長	ご質問がないようですので、それでは採決に入ります。 議案第3号について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	全員賛成ですので、議案第3号は許可することに決定します。 次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
豊田主査	<p>それでは、総会議案の8ページをご覧ください。 議案第4号についてご説明いたします。 今月は12件の申請がありました。 申請地の田、畑等別の筆数、面積の内訳につきましては、総会議案の11ページをご覧ください。</p> <p>それでは、1-1について説明をいたします。 太陽光発電設備への転用事案でございます。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社でございます。申請地は、●●の北西に位置します第2種農地でございます。この度、売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものでございます。</p> <p>続いて、2-2について説明いたします。 建売住宅及び駐車場への転用事案でございます。申請地は、●●の西に位置します第1種農地及び第2種農地でございます。受人は、●●に本店を置き、不動産売買等を営む会社でございます。この度、本申請地に建売住宅を9棟建築、販売するため、転用しようとするものでございます。本件は、農地法施行令第11条第1項第2号ニ、隣接する土地と一体として同一事業の目的に供する場合であって、当該事業の目的を達成する上で申請地を供することが必要であり、かつ、第1種農地の割合が全体の面積の3分の1を超えないものとして、第1種農地の不許可の例外に該当いたします。なお、開発許可申請につきましては、担当部局に提出済みでございます。</p> <p>続いて、3-3から5-5は事業が関連しますので、一括して説明をさせていただきます。</p> <p>一般住宅、駐車場及びごみ置場への転用事案でございます。申請地は、●●の北東に位置します第2種農地でございます。受人は●●に本店を置き、不動産売買等を営む会社でございます。この度、本申請地に住宅を1棟建築するため、転用しようとするものでございます。なお、申請地のうち、3-3、4-4につきましては、開発許可申請を担当部局に提出済みでございます。</p> <p>続いて、6-6についてご説明いたします。 進入路及び資材置場への転用事案でございます。申請地は、●●の北西に位置します第2種農地でございます。受人は●●に居住されている方でございます。この度、隣接する受人所有の建物への進入路及びリフォームに伴う資材置場とするため、転用しようとするものでございます。なお、申請地の一部は、渡人の被相続人が過去に許可を得ることなく進入路としていたため、始末書を徴取しております。</p> <p>続いて、7-7、8-8は事業者が同一であり関連しますので、一括して説明をいたします。</p> <p>太陽光発電設備、資材置場及び駐車場への転用事案でございます。受人は、●●に本店を置き、売電事業を営む会社でございます。申請地は、●●の南東に位置します第2種農地でございます。この度、売電を目的とした太陽光発電設備、維持管理用の資材置場及び駐車場にするため、転用しようとするものでございます。</p> <p>続いて、9-9について説明をいたします。</p>

豊田主査	<p>駐車場への一時転用事案でございます。申請地は、●●の北に位置します農用地区域内農地でございます。受人は、●●に本店を置き、建設工事の設計、監理に関する事業等を営む会社でございます。この度、●●関係の事業を行うため、令和6年10月30日まで一時転用しようとするものでございます。本件は、農地法施行令第11条第1項第1号仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地等を供することが必要であると認められること、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることとして、農用地区域内農地の不許可の例外に該当いたします。</p> <p>続いて、10-10から12-12は事業者が同一であり関連しますので、一括して説明をいたします。</p> <p>農業用施設への転用事案でございます。申請地は、●●の南西に位置します農用地区域内農地でございます。受人は●●に本店を置き、農産物の栽培加工及び販売等を営む会社でございます。申請地のうち、申請番号10-10の土地の一部につきましては、令和5年1月18日付で農地法第5条の一時転用の許可を取っております。現在、申請地に隣接する農地を集積し、レンコン栽培に適した圃場作りを進めている状況でございます。そのため、圃場作りに必要な資材置場等に加え、来年度には収穫を予定しているため、収穫した農産物の集出荷施設が必要となっているため、転用しようとするものでございます。本件は、農地法第5条第2項ただし書、農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供する場合として、農用地区域内農地の不許可の例外に該当いたします。なお、農用地区域の用途区分変更は令和5年12月25日付で変更済みでございます。</p> <p>以上、ご説明いたしました12件につきまして、いずれも事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることから、許可要件を満たしていると考えております。なお、農用地区域内農地や第1種農地における転用の案件は広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取することとされており、今月は本日配付いたしました一覧表のうち、2-2、9-9から12-12を意見聴取いたします。</p> <p>以上、ご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から説明がありました。</p> <p>担当の委員さんより必要があれば補足説明をお願いいたします。</p>
	<p>< なし ></p>
議 長	<p>ないようですので、ご質問、ご意見がございましたら発言をお願いいたします。</p>
	<p>< なし ></p>
議 長	<p>ないようですので、それでは採決に入ります。</p> <p>議案第4号のうち、本日配付した広島県農業委員会ネットワーク機構意見聴取一覧表に記載のとおり、意見聴取の対象案件については許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取し、許可されることに異議ありませんとの回答であれば許可することに、また意見聴取の対象外については本総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>< 全員挙手 ></p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第4号のうち、意見聴取の対象案件については許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取し、許可されることに異議ありませんとの回答であれば許可することに、また意見聴取の対象外については本総会で許可することに決定をいたします。</p> <p>続いて、日程第4の報告に入ります。</p> <p>報告第1号から報告第3号について、事務局の説明を求めます。</p>
松下係長	<p>資料の報告事項をお願いいたします。</p> <p>報告第1号から報告第3号までは東広島市農業委員会事務局規程第6条の規定に基づき事務局において専決処分をいたしましたので、その概要を報告させていただきます。</p> <p>1ページをお願いいたします。</p>

松下係長	<p>報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分について」でございます。</p> <p>2ページをお願いいたします。</p> <p>市街化区域内における農地法第4条による農地転用届は、今月分は2件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。</p> <p>3ページをお願いいたします。</p> <p>報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分について」でございます。</p> <p>4ページをお願いいたします。</p> <p>市街化区域内における農地法第5条による農地転用届は、今月分は4件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。</p> <p>5ページをお願いいたします。</p> <p>報告第3号「法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について」でございます。</p> <p>6ページをお願いいたします。</p> <p>法務局からの農地の転用事実に関する照会は、今月分は8件の照会がございました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。</p> <p>報告は、以上でございます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、日程第5、その他に入ります。</p> <p>委員の皆様から何かありましたらお願いします。</p>
古川委員	<p>失礼します。</p> <p>女性部会からの報告といたしますか、計画を発表させていただきたいと思います。</p> <p>女性部会の活動として計画しております女性のための農機具等安全取扱講習会の開催についてですけれども、今回で6度目になります。引き続き皆さんのご協力がありまして、それから参加者の方の熱い情熱があるので、続けてやろうかということになりました。</p> <p>それで、この講習会はJAのご協力により開催します。一般女性を対象として開催するものです。開催日時は3月13日13時半からで、16時ぐらいまで計画しております。開催場所は河内町入野のJA全農ひろしま広島営農技術センターです。このお知らせは広報東広島2月号で募集を行い、先着20名となっております。そのほか、FM東広島、市民課番号案内システムへの表示を予定しております。参加費は無料で、女性の方に農機具の操作を学んでもらい、一人でも多くの方に農業に親しんでもらい、農業を楽しんでもらうために行うものでございます。ぜひ近くの方で、女性の方で教えてあげたい、知ってもらいたいなという方がおられましたら声をかけていただきたいと思います。よろしくお願いします。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ほかにありませんか。</p>
高橋委員	<p>農業委員会で農地転用した許可分の台帳と違って作られてると思うんですけど、特に太陽光発電設備につきましては、許可後農地じゃなくなりますよね。どこが管理して指導とかしていくのか、私もよく分かんないんですが、太陽光の設備に関して特に、については別に台帳を作っただけだと思います。要望です。耐用年数20年か25年、その後撤去とか更新とかされるんだと思うんですけど、近隣の農家とかどうなるのか不安があると思いますので、問合せのあったとき、当初の事業者とかは分かりませんが、そういうのが分かるような状態にしておいていただければと思います。</p> <p>これ、要望です。</p>
尾崎局長	<p>失礼いたします。</p> <p>太陽光発電への転用許可後の運用についてでございます。</p> <p>高橋委員のおっしゃいますように転用の許可の後には地目が農地でなくなりますことから、基本的には農地法、要するに農業委員会の管轄外という話になってまいりま</p>

尾崎局長	す。許可履歴のほうはもちろん取っておるんですけども、現在本市として取り組んでおりますことは営農型の太陽光、一時転用の案件につきましては地目も農地でございますことから地図のほうにプロットいたしますほか、許可履歴のほうも管理いたしているところでございます。また、どういったことができるか、ちょっと事務局のほうでも検討させていただければと思います。
議長	よろしいですか。
高橋委員	はい。
議長	ありがとうございました。 ほかにはないですか。
	< なし >
議長	ないようですので、次回の総会について木原会長職務代理からお願いをいたします。
木原 職務代理者	失礼します。 2月の総会は2月29日、月末ですね、10時から3階303のここですが、予定しております。ご出席いただきますようよろしくお願い申し上げます。 以上です。
議長	ありがとうございました。 委員の皆様方には長時間にわたり審議、誠にありがとうございました。 以上で1月総会を閉会いたします。

議事録署名者 議長

議事録署名者 委員

議事録署名者 委員

議長(会長) 19番 古本 啓之 委員 20番 橘川 一則 委員